

第6回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和4年6月6日(月)
2、場 所	中津市役所 4階 研修室
3、出席委員	1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、5番奥委員、6番田畑委員、8番中原委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員10名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、村本、岡崎、加藤、高橋)
4、欠席委員	4番白木原委員、7番多村委員、9番石川委員、最適化推進委員(武信、浦野、尾家、岩渕、北山、鷹崎、井上、北村、墓、江島、苅北、新谷)
5、事務局	用松局長、井倉次長、桑島次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	3番 高倉委員、13番 玉麻委員、
用松局長	それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和4年第6回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を3番 高倉委員、13番 玉麻委員、にお願い致します。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を坪根委員にお願いします。

2番（坪根）	1番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、1番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 2番の審議に入る前に白木原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	白木原委員退席
議長	それでは、2番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議長	それでは、2番について、調査の報告を黒土推進委員にお願いします。
黒土推進委員	2番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするということです。ご審議よろしくをお願いします。
議長	ただいま、2番について、調査の報告が黒土推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 白木原委員は、入室してください
	白木原委員着席
議長	それでは、3番4番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読

議 長	<p>それでは、3番4番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>3番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするということです。</p> <p>4番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、3番4番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番4番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは、5番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、5番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。</p>
岡崎推進委員	<p>5番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は5条申請をするということです。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、5番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。</p> <p>それでは、6番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、6番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。</p>

加藤推進委員	6番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろしくお願 いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。 それでは、7番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を田上委員をお願いします。
10番田上委員	7番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いあり ません。解約後は3条申請をするということです。ご審議よろしくお願 いします。
議 長	ただいま、7番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異 議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は承認と致します。 それでは、8番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、8番について、調査の報告を村上委員をお願いします。
15番村上委員	8番について報告します。双方に確認した結果、合意解約で間違いあり ません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろしくお願 いします。
議 長	ただいま、8番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、異 議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第2号	空き家バンク付随農地に関する件について
議 長	議第2号空き家バンク付随農地に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	空き家バンク付随農地について、議案の説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第3号	農用地利用集積計画(案)について
議 長	議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に橋本委員、坪根委員、白木原委員、岩渕推進委員、苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員、坪根委員、白木原委員、岩渕推進委員、苅北推進委員、退席
議 長	それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>橋本委員、坪根委員、白木原委員、岩渕推進委員、苅北推進委員は入室してください</p> <p>橋本委員、坪根委員、白木原委員、岩渕推進委員、苅北推進委員、着席</p>
<p>議案審議 議第4号 議 長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番2番について、調査の報告を黒土推進委員にお願いします。</p>
<p>黒土推進委員</p>	<p>（1番、2番の申請地の場所について説明） 1番、2番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、交換により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。</p> <p>（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、交換により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、1番2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井倉）</p>	<p>議案朗読</p>

議 長	<p>それでは、3番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p>
5番(奥)	<p>(3番の申請地の場所について説明)</p> <p>3番について報告します。譲渡人と譲受人の間に、生前一括贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、3番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、4番5番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局(井倉)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、4番5番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>(4番の申請地の場所について説明)</p> <p>4番について報告します。譲渡人と譲受人の間に、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告します。譲渡人と譲受人の間に、生前一括贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、4番5番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番5番について当委員会は許可と致します。</p> <p>それでは、6番について、議案の説明をお願いします。</p>

事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、5番について、調査の報告を田上委員にお願いします。
10番（田上）	（6番の申請地の場所について説明） 6番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
（全委員）	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第5号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を高倉委員にお願いします。
3番（高倉）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告します。当初、住家・物置・車庫用地として取得し、工事に着工しようとし造成工事まで行った。しかし諸事情により建築に至らず、事業計画変更を行うことになりました。 事業計画変更後の内容については、後ほど議第6号7番で、審議を行いますのでよろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）

議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。
2番（坪根）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告します。転用目的は、賃貸共同住宅用地（1棟）の申請です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できていることから問題はない。生活排水は公共下水道へ、雨水は南東側水路へ放流することから、周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について、議案の説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を橋本委員をお願いします。
1番（橋本）	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告します。転用目的は、申請地を一般住宅及びドッグランとして整備する申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は有孔管により地下浸透させる予定です。周囲に農地はなく、境界杭も確認できていることから問題はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を長谷川推進委員にお願いします。
長谷川推進委員	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告します。転用目的は、一般住宅用地の申請です。 生活排水は公共下水道へ、雨水は南側道路側溝に放流します。周囲に農地があるが同意は得ており、境界杭も確認できますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員 退席
議 長	それでは、4番について、議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、4番について、調査の報告を長谷川推進委員にお願いします。
長谷川推進委員	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告します。転用目的は、自動車整備業の駐車場用地としての申請です。雨水は自然浸透及び周辺水路に放流する計画です。周囲に

	<p>農地があるが、同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、4番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。</p> <p>橋本委員 着席</p>
<p>議 長 事務局 (井上)</p>	<p>それでは、5番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長 1番 (橋本)</p>	<p>それでは、5番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。</p> <p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>5番について報告します。転用目的は、使用貸借権設定(20年)の資材置場用地の申請です。雨水は自然浸透及び周辺水路に放流する計画です。周囲に農地は無く、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 全委員</p>	<p>ただいま、5番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませぬか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 事務局 (井上)</p>	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番7番8番について、議案の説明をお願いします。</p> <p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6番7番8番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。</p>

3番（高倉）	<p>（6番の申請地の場所について説明）</p> <p>6番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場及び駐車場用地の申請です。雨水は溜桝を設置し、周辺水路に放流する計画です、周囲に農地があるが同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
	<p>（7番の申請地の場所について説明）</p> <p>7番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場用地の申請です。雨水は溜桝を設置し集水し、地下浸透する計画です。周囲に農地があるが同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
	<p>（8番の申請地の場所について説明）</p> <p>8番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場用地の申請です。雨水は西側道路側溝に放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしていますので問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、6番7番8番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、6番7番8番について当委員会は許可と致します。それでは、9番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、9番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
9番（田畑）	<p>（9番の申請地の場所について説明）</p> <p>9番について報告します。転用目的は、太陽光発電施設管理用地としての申請です。雨水排水は自然浸透する計画です。周囲の農地はありますが、境界もはっきりしていますので問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、9番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 それでは、10番11番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、10番11番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。
村本推進委員	(10番の申請地の場所について説明) 10番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による賃貸共同住宅用地(2棟)の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水は新設側溝へ放流する計画です。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確認できますので問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。 (11番の申請地の場所について説明) 11番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による貸倉庫用地の申請です。雨水は既設排水管より南西側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地は無く、境界もはっきりしていますので問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、10番11番について、調査の報告が村本推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、10番11番について当委員会は許可と致します。 それでは、12番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	それでは、12番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
9番(田畑)	(12番の申請地の場所について説明) 12番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による駐車場

		<p>用地の申請です。雨水は溜槽を設置し集水し、周辺水路に放流する計画です。周囲に農地があるが同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>ただいま、12番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、12番について当委員会は許可と致します。それでは、13番14番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、13番14番について、調査の報告を岡崎推進委員にお願いします。</p>
岡崎推進委員		<p>(13番の申請地の場所について説明)</p> <p>13番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による一般住宅の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は東側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地があるが同意は得ており、境界杭も確認できたので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>(14番の申請地の場所について説明)</p> <p>14番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場及び駐車場用地の申請です。雨水は地下浸透及び、隣接水路に放流する計画です。周囲に農地があるが同意は得ており、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>ただいま、13番14番について、調査の報告が岡崎推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、13番14番について当委員会は許可と致します。それでは、15番について、議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>

議 長	それでは、15番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。
加藤推進委員	(15番の申請地の場所について説明) 15番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による一般住宅用地の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置、雨水は南側市道側溝に放流する計画です。周囲に農地があるが申請者所有であり、境界もはっきりしていますので問題ないものと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、15番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、13番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号	非農地証明願に関する件について
議 長	議第7号の非農地証明願に関する件の1番から5番について、議案の説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	ただいま、議案の説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号	その他について
議 長	議第8号その他について、議案の説明をお願いします。
用松局長	(別紙議案のとおり)

<p>議 長</p>	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認いたします。</p> <p>議第2号 空き家バンク付随農地に関する件について、当委員会は承認いたします。</p> <p>議第3号、農地利用集積計画（案）について、当委員会は承認いたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可いたします。</p> <p>議第5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可いたします。</p> <p>議第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可いたします。</p> <p>議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認いたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第6回定期総会を閉会いたします。</p>
------------	---